

目 次

第1編	総論	1
第1章	目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し及びその手続き	2
4	宇治市地域防災計画等との関係	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的・社会的特徴	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態等	12
2	緊急処理事態	13
3	武力攻撃事態の類型の特徴等	14
4	市において留意する事項	17
第2編	平素からの備えや予防	18
第1章	組織・体制の整備等	18
1	市の各部局における平素の業務	18
2	市職員の参集基準等	18
3	消防機関の体制	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2章	関係機関との連携体制の整備	22
1	基本的考え方	22
2	府との連携	22
3	近隣市町との連携	22
4	指定公共機関等との連携	23
5	自衛隊との連携	23
6	ボランティア団体等に対する支援	23
7	市内の様々な機関、団体との協力関係の構築	24
第3章	情報の収集・伝達・提供等の体制整備	25
1	通信の確保	25
2	情報収集・提供等の体制整備	25
3	警報の伝達に必要な準備	27
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
5	被災情報の収集及び報告に必要な準備	29

第4章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する体制の整備	31
1	避難に関する基本的事項	31
2	避難実施要領のパターンの作成	32
3	救援に関する基本的事項	32
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	33
5	避難施設の指定への協力	33
6	生活関連等施設の把握等	33
第5章	物資及び資材の備蓄、整備	35
1	市における備蓄	35
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
第6章	国民保護に関する研修、訓練及び啓発	37
1	研修	37
2	訓練	37
3	国民保護措置に関する啓発	38
4	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第7章	要配慮者等への支援体制の整備	40
1	要配慮者対策	40
2	外国人対策	41
第8章	観光旅行者等の保護	42
1	観光旅行者等への情報伝達体制の構築	42
2	帰宅困難な観光旅行者等対策	42
第3編	武力攻撃事態等への対処	43
第1章	実施体制の確立	43
第1	事態認定前における初動体制	43
1	情報連絡体制の整備	43
2	市緊急事態連絡室の設置	43
3	市緊急事態連絡室の初動措置	44
4	国民保護対策本部に移行する場合の調整	45
5	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	45
第2	事態認定後の体制	46
1	市対策本部の設置	46
2	市対策本部の設置場所	46
3	市対策本部の組織	47
4	現地調整所の設置	49
5	市対策本部長の権限	49
6	市対策本部の運営に係る留意事項	50
第2章	関係機関相互の連携	52

1	国・府の対策本部との連携	5 2
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	5 2
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 3
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 3
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 4
6	市の行う応援等	5 4
7	ボランティア団体等に対する支援等	5 4
8	住民への協力要請	5 5
第 3 章	警報及び避難の指示等	5 6
第 1	警報の伝達等	5 6
1	警報の内容の伝達等	5 6
2	警報の内容の伝達方法	5 7
3	緊急通報の伝達及び通知	5 8
第 2	避難住民の誘導等	5 8
1	避難の指示の通知・伝達	5 8
2	知事から示される避難の指示の内容	5 8
3	避難実施要領の策定	5 9
4	避難住民の誘導	6 2
5	武力攻撃事態に応じた対応	6 8
第 4 章	救援	7 1
1	救援の実施	7 1
2	関係機関との連携	7 2
3	救援の内容	7 2
第 5 章	安否情報の収集・提供	7 3
1	安否情報の収集	7 3
2	府に対する報告	7 4
3	安否情報の照会に対する回答	7 4
4	日本赤十字社に対する協力	7 5
5	安否情報伝達手段の活用	7 5
第 6 章	武力攻撃災害への対処	7 6
第 1	武力攻撃災害への対処	7 6
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 6
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 6
第 2	応急措置等	7 7
1	事前措置	7 7
2	退避の指示	7 7
3	警戒区域の設定	7 9
4	応急公用負担等	7 9

5	消防に関する措置等	80
第3章	生活関連等施設における災害への対処等	83
1	生活関連等施設の安全確保	83
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	83
第4章	NBC攻撃による災害への対処等	85
第7章	被災情報の収集及び報告	88
第8章	保健衛生の確保その他の措置	89
1	保健衛生の確保	89
2	廃棄物の処理	90
第9章	文化財の保護	91
1	文化財の保護	91
2	文化財の応急対策	92
3	文化財の復旧	92
第10章	国民生活の安定に関する措置	93
1	生活関連物資等の価格安定	93
2	避難住民等の生活安定等	93
3	生活基盤等の確保	93
第11章	特殊標章等の交付及び管理	94
第4編	復旧等	97
第1章	応急の復旧	97
1	基本的考え方	97
2	公共的施設の応急の復旧	97
第2章	武力攻撃災害の復旧	98
1	国における所要の法制の整備等	98
2	市が管理する施設及び設備の復旧	98
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	99
1	国民保護措置に要した費用の支弁及び国への負担金の請求	99
2	損失補償及び損害補償	99
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	99
4	他の地方公共団体からの応援に対する費用の支弁	99
5	消防庁長官等からの指示による消防の応援等を受けた場合の 費用の支弁	100
第5編	緊急対処事態への対処	101
1	緊急対処事態	101
2	緊急対処事態における警報の通知・伝達	101

○ 市国民保護計画に係る用語集